

選挙の投票区・投票所の見直しについて



照 会 選挙管理委員会事務局(総務課) ☎0537-11132

昨今、有権者数の減少や期日前投票が導入されたことにより、選挙当日の投票所での投票者数が減少しています。投票所を取り巻く環境が大きく変化している中、投票管理者や投票立会人の確保、投票所業務に従事する職員の配置にも苦慮する状況が続いています。

このような背景から、御前崎市選挙管理委員会では、投票区および投票所を次の通り見直しました。

今回、改正される投票区および投票所は、令和3年4月以降に予定している選挙から適用します。変更となる有権者の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●見直し後の投票区・投票所一覧

※赤字が対象箇所となります。下記「変更内容」をご確認ください。

投票区	投票所	区画(行政区)	投票区	投票所	区画(行政区)
1	池新田地区センター	東町・本町・早苗町	7	新野地区センター	新野西・ 新野東 ・新野南
2	中町公民館	中町・大山	8	大山区民センター	上岬区・下岬区・大山区
3	高松地区センター	門屋・塩原・合戸	9	広沢区コミュニティセンター	西側区・女岩区・広沢区
4	佐倉地区センター	佐倉一区・佐倉二区・佐倉三区・ 桜ヶ池	10	白羽地区センター	新谷区・薄原区
5	比木地区センター	比木原・上比木・下比木	11	白羽幼稚園	中原区・白羽区
6	朝比奈地区センター	上朝比奈・下朝比奈・ 朝比奈原	12	白浜コミュニティ防災センター	白浜区・新神子区

※投票所は選挙ごとに指定するため、状況により変更となる場合があります。

◆変更内容

- ①第1投票区の「桜ヶ池(大兼)」を「第4投票区佐倉地区センター」へ編入
- ②第7投票区の「朝比奈原」を「第6投票区朝比奈地区センター」へ編入
- ③第7投票区の「新野東(新野原)」を「第8投票区新野地区センター」へ編入(第8投票区を第7投票区に名称変更)
- ④第9投票区～第13投票区をそれぞれ1投票区ずつ繰り上げ、名称を第8投票区～第12投票区とします。

ご不明な点については、照会先にお問い合わせください。

